

長大広戦第89号

平成27年12月4日

長崎大学教職員 各位

長崎大学特定個人情報総括責任者

副学長（広報担当） 深尾 典男

個人番号利用目的通知書

本学は、長崎大学教職員およびその扶養家族の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用いたします。

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 雇用保険届出・申請事務
- ③ 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ④ 国家公務員共済組合関連事務
- ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ⑥ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ⑦ 勤労者財産形成貯蓄制度の取引に関する法定書類の作成・提供事務
- ⑧ 公的年金所得の源泉徴収事務
- ⑨ 公的年金の請求に関する事務
- ⑩ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- ⑪ 上記①～⑩に関連する事務

番号法に基づくマイナンバー申し出に必要な確認書類等

【番号確認物】および【身元確認物】の**原本**をご準備のうえ**新規採用者オリエンテーション時**にご持参ください。

1. 【番号確認物】

- 1-1. 下記①～③のいずれか
- ① 個人番号カード
 - ② 通知カード
 - ③ マイナンバー付住民票の写し

2. 【身元確認物】

- 2-1. 下記①～③のいずれか

- ① 個人番号カード
- ② 次の(1)～(8)のいずれか
 - (1) 運転免許証
 - (2) 運転経歴証明書
 - (3) 旅券
 - (4) 身体障害者手帳
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳
 - (6) 療育手帳
 - (7) 在留カード
 - (8) 特別永住者証明書
- ③ 次の(1)～(4)にて、個人識別事項(※)があるいずれか
※氏名+住所 or 氏名+生年月日(以下、同じ)
 - (1) **写真付** 学生証
 - (2) **写真付** 身分証明書
 - (3) **写真付** 社員証 (長崎大学職員証はこれに該当しない)
 - (4) **写真付** 証明書
 - ・ 船員手帳
 - ・ 海技免状
 - ・ 電気工事士免状
 - ・ 無線従事者免許証 等

【告示1】

- 2-2. 上記1. の書類の提示が困難な場合

以下④～⑧のいずれか2つ以上 ※例：④の(1)と(2)

- ④ 次の(1)～(4)のいずれか
 - (1) 公的医療保険の被保険者証
 - (2) 年金手帳
 - (3) 児童扶養手当証書
 - (4) 特別児童扶養手当証書
- ⑤ 次の(1)～(3)のいずれか
下記にて、個人識別事項があるもの。
 - (1) **写真なし** 学生証
 - (2) **写真なし** 身分証明書
 - (3) **写真なし** 社員証 (長崎大学職員証はこれに該当しない)
- ⑥ 次の(1)～(2)のいずれか
下記にて、領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの。
(発行年月日が六か月以内のもの。)
 - (1) 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
 - (2) 納税証明書
- ⑦ 次の(1)～(4)のいずれか
下記にて、個人識別事項の記載があるもの。
(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のもの。)
 - (1) 印鑑登録証明書
 - (2) 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)
 - (3) 住民票の写し、住民票記録事項証明書
 - (4) 母子健康手帳
- ⑧ 次の(1)～(3)のいずれか
下記にて、個人識別事項の記載があるもの。
 - (1) 給与所得の源泉徴収票
 - (2) 退職所得の源泉徴収票
 - (3) 公的年金の源泉徴収票

【告示2(1)】

【告示2(2)】

【告示2(3)】

【告示2(4)】

上記内容は、「国税庁告示＞行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」をもとに一部抜粋して作成したものです。詳しくは下記をご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/kokuji/0015015/01.htm>